

花巻市情報公開審査会・個人情報保護審査会会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年5月18日(月) 午後1時30分～午後2時41分
- (2) 場 所 花巻市役所本庁舎 3階 302・303会議室

2 出席者

- (1) 出席した委員
中辻孝夫委員、西川隆道委員、高橋佳代子委員、似内裕司委員
- (2) 欠席した委員
岩渕満智子委員
- (3) 市側出席者
布臺一郎総務課長、菅野圭同課主幹兼課長補佐、千葉孝典同課課長補佐、蟹澤一憲同課法規文書係長、久保田勇人市民登録課市民登録第2係長、晴山達也総務課主査
- (4) 傍聴者
0人
- (5) 報道関係
岩手日日新聞花巻支社 1名

3 議題(報告事項)

- (1) 平成26年度情報公開制度の利用状況について
- (2) 平成26年度個人情報保護制度の利用状況について
- (3) その他

4 議事の概要

- (1) 開 会 総務課長
- (2) あいさつ
中辻会長(要旨は次のとおり。)
何卒よろしく申し上げます。
- (3) 議 事 議長(中辻会長)が進行
 - ① 平成26年度情報公開制度の利用状況について
 - ② 平成26年度個人情報保護制度の利用状況について
 - ③ その他、「情報公開制度・個人情報保護制度」(広報はなまき6月15日号原稿)について事務局(総務課長補佐)が説明を行い、「マイナンバー制度」について総務課主幹兼課長補佐が、「証明書コンビニ交付サービス事業」について市民登録課市民登録第2係長がそれぞれ説明を行った。
主な質疑の内容は、次のとおり。

(中辻会長)

異議申し立てはなかったのか。

(事務局)

そのとおりである。

(高橋委員)

存否応答拒否とはなにか。

(事務局)

文書が存在しているかどうかを含めて一切回答をしないこと。具体的に申し上げますと、DVに関する内容が書かれているもので、それがどうかを回答することでなんらかのメリットを与えてしまうようなことは拒否できるというように条例で定めている。

(中辻会長)

県内、県外の割合もいつもこんなものですかね。

(事務局)

コールセンターの関係の開示請求が多かった。市民からはもちろんのこと、マスコミからも開示請求があった。

(中辻会長)

以前は県外からと言えば、地図作成業者からの開示請求が多かったものである。

(事務局)

特徴的なものは、個人情報の関係では消防の関係が多い。火災保険に使用する資料ということで請求する方が多くなっている。

(中辻会長)

最近の傾向としては、どういう傾向なんですか。

(事務局)

情報公開の方は工事設計書を開示請求して、自分たちの積算能力を検証して次の入札に備えるというものが多い。

また、住居表示の関係はコンスタントに来ている。

なお、個人情報のほうは、資料の3ページにもありますけれど、弁護士相談の内容が多くなってきている。裁判の証拠として利用するらしい。

(中辻会長)

裁判に使っても、裁判所は使わないと思いますけどね。

(事務局)

あと、先ほどの存否応答拒否の関係ですが、最終的には裁判に使いたいというので請求されましたが、あるとも無いとも言えませんということでした。

(中辻会長)

それは弁護士が来るんですか？本人が来るんですか？

(事務局)

本人が来る。不服申し立ての可能性もあったが、来なかった。

(中辻会長)

市相手の訴訟はあるのか。

(事務局)

1件ある。昨年も花巻市が不服申し立てを却下したことに對して取り消し訴訟があった。

(中辻会長)

マイナンバー制度について、もっと政治家が議論すべき。今後様々な問題が出てくると思う。

(似内委員)

番号が漏れた場合、すぐ悪用されるということは無いですか。

(総務課主幹)

システム上は大丈夫。番号自体には情報がないので、番号を元に全部情報を持っていくということは出来ない。

(中辻会長)

ランダムに番号を入れて悪用することも出来るのではないか。

(総務課主幹)

個人番号カードの取得と暗証番号入力が条件になるので難しいと思われる。

(中辻会長)

少しの便利のために、これだけ危険なことをするのはおかしいのではないか。

(総務課主幹)

市役所の窓口では、個人番号の確認と本人確認が義務付けられるので便利になる反面、窓口ではそういった手間も出てくる。

コンビニでは銀行のATMと同じようなイメージだと思われる。

(似内委員)

10月に交付された後、個人番号カードは希望者だけもらえるのか。

(総務課主幹)

10月に交付される番号に申請書が同封されるので、自分の用意した写真を貼り付けていただいて返送すれば、機構で作成したものが市役所に送られてくる。それを本人に渡す時に本人確認をする。

(似内委員)

個人番号カードを申請しない人は、紙のカードを役所に持っていくのか。

(総務課主幹)

本人確認で、免許証等を提示してもらうことになる。

(似内委員)

お年寄りが個人番号カードを申請せずに、家族が紙のカードを持っていてもダメということか。

(総務課主幹)

代理申請できるものもあるので、一概にダメとは言えない。紙のカードは番号を証明するものにはなるので、そのまま使っていただいても構わないが、免許証等が無い場合の本

人確認用にもなるので、個人番号カードを申請していただければ、身分証明証にもなるのでぜひ申請していただきたい。

(中辻会長)

申請しないとマイナンバー来ないのか？

(総務課主幹)

マイナンバーは紙で来るが、申請しないと個人番号カードが来ない。

(中辻会長)

義務ではないのか。

(総務課主幹)

義務ではないが、個人番号カードがないと本人確認のため身分証明証が必要になる。

(似内委員)

今年の年末調整に関しては、個人番号を提出する必要はないのか。

(総務課主幹)

お見込みのとおり。H28年分の所得税からになるのでH29からの給与支払報告書には必要になる。

(似内委員)

カードの有効期限はあるのか。

(総務課主幹)

成人は10年。18歳以下は5年。

住基カードについては、平成28年1月1日以降発行されませんし、有効期限までは使えるが個人番号カードが交付されるのであれば返還となる。

(似内委員)

カードを紛失した場合はどうなるのか。

(総務課主幹)

基本的には番号は変わらない。悪用される可能性がある場合は変更になる。

(総務課主幹)

個人番号カードが普及してからいろいろなものに活用されてくると思われるので、直ぐに便利になるというものではない。

(中辻会長)

国の担当はどこですか。

(総務課主幹)

総務省です。カードについては機構でやっている。

(中辻会長)

民主主義と言われる中で、なぜここに来るまで議論させてもらえなかったかが疑問である。

(総務課主幹)

法律のパブコメはやっていた。

(中辻会長)

金融機関は今後大変になってくるのではないかと。

(総務課主幹)

義務ではないが預金にも個人番号が絡む見通しもある。少しずつ、使用範囲が広がってくるものと思われる。

(中辻会長)

自動交付用機械はどこで入れるのか。

(市民登録課)

チケット販売用等で、既に設置されているものを利用する。

(中辻会長)

コンビニの店員が対応するのか。

(事務局)

利用者本人が自分でやる。コンビニの店員がやるわけではない。

(市民登録課)

自動交付機や銀行のATMと同じように、自分で操作するものである。

(中辻会長)

その機械は高いのではないかと。

(事務局)

既にコンビニに設置されている。

(中辻会長)

コンビニで自分の戸籍謄本取られたくない。

(総務課主幹)

それらの情報がコンビニにあるわけではなく、オンラインで市役所にある情報を引っ張ってくるイメージ。

(市民登録課)

交付した情報は全て削除されるようになっている。

(似内委員)

交付履歴は確認できるのか。

(総務課主幹)

出来ない。それぞれのカードの管理を徹底してほしい。

(西川委員)

この制度は外国でもやっているのか。

(総務課主幹)

情報連携についてはやっていないと思われる。

(4) 閉 会 総務課長